

生駒市条例第 1 1 号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 1 8 年 3 月 3 1 日

生駒市長 山下 真

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和 5 0 年 1 2 月生駒市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条の 2 の前の見出し中「平成 1 5 年度から平成 1 7 年度まで」を「平成 1 8 年度から平成 2 0 年度まで」に改め、同条を次のように改める。

第 3 条の 2 宅地等に係る平成 1 8 年度から平成 2 0 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 7 0 2 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（第 2 0 項を除く。）又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

附則第 3 条の 3 から第 3 条の 5 までを次のように改める。

第 3 条の 3 前条の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成 1 8 年

度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第3条の4 附則第3条の2の規定の適用を受ける宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第3条の2の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第3条の5 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3条の2の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該住宅用地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規

定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この条において「住宅用地据置都市計画税額」という。)を超える場合には、当該住宅用地据置都市計画税額とする。

附則第3条の5の次に次の2条を加える。

第3条の6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3条の2の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

第3条の7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3条の2の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

附則第4条の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年

度から平成20年度まで」に改め、同条中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、「都市計画税の課税標準額」の次に「（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）」を加える。

附則第6条から第6条の3までを次のように改める。

第6条 市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により市税条例附則第15条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第6条の2 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の8を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受

ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第6条の3 附則第6条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第6条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

附則第6条の3の次に次の1条を加える。

第6条の4 市街化区域農地のうち当該市街化区域農地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この条において「市街化区域農地据置都市計画税額」とい

う。)を超える場合には、当該市街化区域農地据置都市計画税額とする。

附則第8条中「附則第3条の2及び第3条の3」を「附則第3条の2及び第3条の4」に、「附則第3条の2の「前年度分の都市計画税の課税標準額」」を「附則第3条の2、第3条の5及び第3条の6の「前年度分の都市計画税の課税標準額」」に、「附則第25条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第2項に、」を「附則第25条第7項において読み替えて準用される法附則第18条第7項に、附則第3条の3及び第3条の5の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に、附則第3条の3、第3条の6及び第3条の7の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、」に、「附則第3条の2から第4条まで及び第6条から第6条の3まで」を「附則第3条の5から第4条まで及び第6条の4」に、「附則第17条第6号ロ」を「附則第17条第8号ロ」に、「附則第18条第2項に、附則第5条から第6条の2まで」を「附則第18条第7項に、附則第5条から第6条の4まで」に、「附則第27条の2第2項」を「附則第27条の2第5項」に、「附則第18条第2項に規定する」を「附則第18条第7項に規定する」に改める。

附則第9条中「附則第15条第3項、第17項、第18項、第39項、第41項、第45項、第48項、第49項、第51項、第52項若しくは第54項から第59項まで」を「附則第15条第2項、第15項、第16項、第35項、第37項、第41項、第44項、第45項、第47項、第48項、第50項、第51項、第52項、第53項、第54項、第55項若しくは第58項」に改める。

附則第10条を次のように改める。

第10条 地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第15条第1項の規定により、平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市都市計画税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成17年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。